

感染防止にかかわる文部科学省及び行政区の主な通知

2020.5.27 全日本リコーダー教育研究会

○3月26日

東京都教育委員会は「[都立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）](#)」の中で、

2 教育活動上の留意点

(4) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)「音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は行わない」

としており、このことが、学校再開後における音楽科授業に大きな影響を与えております。

○5月1日

文部科学省の通知「[新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言](#)」には、

2. 学校教育活動の再開の具体的な方策について

(2) 感染のリスクが高いと考える活動の取り扱いについて

(各教科活動等)

○各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、例えば、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。部活動を実施する場合にも、各教科等の指導に準じて感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については行わないこと。

・「音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動」

とされ、リコーダーについては記載されていません。

○5月19日

横浜市教育委員会より通知された、「6月1日以降の段階的な学校教育活動開始に向けた準備について（通知）」には、

別添資料2「[新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた教科等の授業実施の工夫について](#)」の音楽の中で、

「当面はリコーダーや鍵盤ハーモニカ等、呼吸を使う楽器を使用しないこととする。演奏が可能になった際は、呼吸を使うものであることを踏まえて、間隔を十分にとる等の配慮をする。また、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等は個人所有のものを使用する。」

とあります。

○5月20日

名古屋市教育委員会「教育活動再開時の対応と授業時数確保のための措置について」においても、「音楽の授業に関しては、マスクを着けながら行うことが難しいことから、合唱や吹奏楽器の演奏は当面取りやめ、CDで音楽を聴いて、心の中で歌を歌わせたり、ハミングをさせたりするよう」と提案しています。

○5月22日

文部科学省「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～\(2020.5.22Ver.1\)](#)」には、

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）

【レベル3地域】上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル2地域】上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。その際には、以下の点にも留意します。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。

とあります。

本会は今後も関連情報の収集を行い、その都度更新していく予定です。